

トコク協機ノ進行コトト

三、労働組合員ノ工務員ニ対シ工場内ニ勿論其他ニ於テモ組合加入ヲ奨励勸誘セラルコト

四、今後組合員ノ行動ニ対シテハ東京鉄工組合ニ於テ充分責任ヲ負フコト

五、小松氏ヲ兼職長トスルコト

(本日既負協機ノ上田答ヲ載スコト)

印

勞秘茅三九七號

大正十五年二月二十七日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎殿

杜會局長 官長 岡隆一郎殿

京都大阪神奈川愛知兵庫千葉

埼玉各府縣長 官殿

東京地方裁判所檢事正殿

日本無線電信電話株式會社爭議再燃ニ關スル件

(第三段)